

# 楽生苑短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス)

あなたに対する（介護予防）短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 125 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

法人名	社会福祉法人 新生福祉会
法人所在地	広島県尾道市瀬戸田町林 1 2 8 8 番地 6
電話番号	0 8 4 5 - 2 7 - 2 9 4 3
F A X 番号	0 8 4 5 - 2 7 - 2 9 2 7
代表者氏名	理事長 山中 康平
設立年月日	平成 1 1 年 8 月 1 日
ホームページ	<a href="https://www.rakusei.or.jp/">https://www.rakusei.or.jp/</a>

## 2 ご利用施設

施設の名称	楽生苑短期入所生活介護事業所
事業所番号	3 4 7 3 9 0 0 3 7 5
施設の所在地	広島県尾道市瀬戸田町林 1 2 8 8 番地 6
施設長名	津田 昌徳
電話番号	0 8 4 5 - 2 7 - 2 9 4 3

※当事業所は特別養護老人ホーム楽生苑に併設されています。

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
施設運営の方針	みんなが受け入れられる居場所づくりを目指して

## 4 施設の概要

### (1) 敷地および建物

敷地	5,771.43 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建（耐火建築）
	延べ床面積	3,937.38 m <sup>2</sup>
	利用定員	特養 54 名 地域密着型特養 20 名 短期入所 16 名 デイサービス 37 名 ケアハウス 15 名

## (2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室	6室	14.96 m <sup>2</sup>	14.96 m <sup>2</sup>
2人部屋	8室	23.29 m <sup>2</sup>	11.64 m <sup>2</sup>
4人部屋	12室 (ショート4室含む)	46.35 m <sup>2</sup>	11.58 m <sup>2</sup>

## (3) その他主な設備 (特別養護老人ホームと共用)

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1室	236.47 m <sup>2</sup>	4.61 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1室	86.36 m <sup>2</sup>	
一般浴室	1室	40.63 m <sup>2</sup>	
機械浴室	特殊浴槽2台		
便所	8箇所		
医務室・看護師室 休養室・医務材料室	1室		

## 5 職員体制 (主たる職員)

職名	配置数	配置基準
施設長 (管理者)	1名	1名
生活相談員	1名	1名
介護職員	22名	21名
看護職員	3名	3名
機能訓練指導員	1名	1名
医師 (嘱託医)	3名	1名
栄養士	1名	1名

## 6 職務内容

職名	職務内容
施設長 (管理者)	管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携を図る
介護職員	介護職員は、短期入所生活介護の提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う
看護職員	看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に判断すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要は機能の減退を防止するために必要な機能訓練及び指導を行う

医師（嘱託医）	医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う
栄養士	栄養士は、利用者の栄養管理及び食事提供に必要な献立業務を行う

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で専従	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で専従	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早出（7：00～16：00）</li> <li>・日勤（8：30～17：30）</li> <li>・遅出（10：00～19：00）</li> <li>・夜勤（16：00～9：00）</li> <li>・昼間（8：30～17：30）は、原則として職員1名あたり入所者3名のお世話をします。</li> <li>・夜間（19：00～7：00）は、原則として職員1名あたり入所者24名のお世話をします。（特養と一体で運用）</li> </ul>	原則として 4週8休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間帯（8：30～17：30）、特別養護老人ホームの看護職員あわせて通常3名体制で勤務</li> <li>・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</li> </ul>	4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で専従	4週8休
医師	嘱託医3名	
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で専従	4週8休

## 8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、介護支援専門員（ケアマネージャー）を通して、利用を希望される期間の前月の15日まで受け付けております。

## 9 施設サービスの概要

### (1) 法定給付

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 居宅介護（支援）サービス基準額の 各利用者の負担割合に応じた額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 居宅介護（支援）サービス基準額相当額

(2) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士が作成する献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。)</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 11:40～12:40 夕食 17:30～18:30
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は機械浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ul>
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は毎回利用時交換します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。</li> </ul>
口腔衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を実施し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。</li> </ul>
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者およびそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> (相談窓口) 生活相談員 村上 乃子

(3) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料
居室利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者が利用する従来型個室、多床室を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多床室 1日 915円 (料金表のとおり)</li> </ul>
特別な送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設の事業実施区域外の方、あるいは実施区域内で特に送迎をご希望の方にリフト付きの送迎車で送迎を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実費分として *橋通行料 *実施地域 1km 20円</li> </ul>
食材の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。</li> </ul>	朝食 320円 昼食 600円 夕食 580円 (料金表のとおり)

美容サービス	・外部委託しています。	・美容サービス 1回 1,400円 *令和7年4月現在
レクリエーション行事 (イベント行事)	・初詣・花見・夏祭り・敬老会・運動会・ クリスマス会・餅つき大会等 ・特別な食事(間食)	・施設外レクリエーションについて実費(交通費・入場料等)
電気代	・持ち込みされる電気製品については、 1日につき実費を頂きます。	1日 50円(テレビ等) 1日 80円(電気毛布) *令和7年4月現在

## 短期入所生活介護利用料金表

### 《短期入所生活介護費》

単位(円)

サービス内容略称	1割負担	2割負担	3割負担	備考
予防短期入所Ⅱ1(多床室)	451	902	1,353	
予防短期入所Ⅱ2(多床室)	561	1,122	1,683	
短期入所Ⅱ1(多床室)	603	1,206	1,809	
短期入所Ⅱ2(多床室)	672	1,344	2,016	
短期入所Ⅱ3(多床室)	745	1,490	2,235	
短期入所Ⅱ4(多床室)	815	1,630	2,445	
短期入所Ⅱ5(多床室)	884	1,768	2,652	

### 《各種加算項目》

単位(円)

	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化 加算Ⅲ	6	12	18	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上
機能訓練体制加算	12	24	36	必要に応じて機能訓練を行う理学療法士を配置している
生活機能向上連携加算	200	400	600	外部のリハビリ専門職等と連携した場合
看護体制加算Ⅰ	4	8	12	常勤専従の看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算Ⅱ	8	16	24	看護職員と24時間連絡がとれる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	45	看護職員又は痰吸引の出来る介護職員を配置した場合
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200	400	600	
若年性認知症利用者受 入加算	120	240	360	若年性認知症利用者毎に担当者を決めてサービスを提供した場合
送迎加算	184	368	552	居宅と事業所間の送迎を行なった場合(片道184円)
緊急短期入所受入加算	90	180	270	居宅サービス計画に位置づけがなく、緊急に利用した場合
療養食加算	8	16	24	1食を1回として療養食を提供した場合
介護職員等処遇改善加 算Ⅰ	所定単位数の14.0%			所定単位数は、基本報酬に上記の各種加算を加えた総単位数

## 《食費・居住費》

食費	利用者負担第1段階	300/日	(食費と居住費の自己負担について) 負担限度認定証の各段階に応じた左記 の料金を負担していただきます。 朝(320円) 昼(600円) 夕(580円)
食費	利用者負担第2段階	600/日	
食費	利用者負担第3段階①	1,000/日	
食費	利用者負担額3段階②	1,300/日	
食費	上記以外の方	1,500/日	
居住費(多床室)	利用者負担第1段階	0/日	
居住費(多床室)	利用者負担第2段階	430/日	
居住費(多床室)	利用者負担第3段階①②	430/日	
居住費(多床室)	上記以外の方	915/日	

## 10 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	無料
利用開始当日	無料
利用開始3日前から前日まで	無料

## 11 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口責任者 担当者 ご利用時間 ご利用方法 面接	施設長 津田 昌徳 生活相談員 村上 乃子 毎日午前8時30分～午後5時30分 電話番号 0845-27-2943 お電話にて日時をご相談ください。
苦情解決に係る第三者委員	松村 晃次 村上 登貴子	電話番号 0845-27-1601 電話番号 090-5375-1207
尾道市役所 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 電話番号 対応時間	尾道市久保町一丁目15番地1 0848-38-9440 AM8:30～PM5:15
広島県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 電話番号 利用時間	広島市中区東白島町19番49号 082-554-0783 AM8:30～PM5:15

### (1) 苦情解決の手順

#### ① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員へ直接申し出ることにも出来ます。

## ② 苦情の報告

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

## ③ 苦情解決の為の話合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める事が出来ます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは次の通りとする。

ア 第三者委員による苦情内容の確認。

イ 第三者委員による解決案の調整、助言。

ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認。

## ④ 都道府県運営適正化委員会の紹介（介護保険事業者は、国保連合会、市町村も紹介）

本事業所で解決出来ない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申立てることが出来ます。

## 12 協力医療機関

医療機関の名称	所在地・電話番号
尾道市立市民病院	広島県尾道市新高山3丁目1170-177 0848-47-1155
医療法人社団回生会 永井医院	広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田349-7 0845-27-0020
医療法人社団中郷クリニック 東生口診療所	広島県尾道市因島原町668-18 0845-26-3050
契約の概要	入所者が入院加療を必要とするような重篤な病状又は緊急の対応を必要とする病状を呈した場合協働で対応いたします。

## 13 常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理者	鎗屋 勲
防災訓練	年2回防災訓練を実施します。
防火設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・誘導灯

## 14 高齢者虐待防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者： 施設長 津田 昌徳

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ④職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。
- ⑤高齢者虐待防止のための指針を整備します。

#### 15 衛生管理等について

施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ②施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 16 業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 17 施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"><li>・来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。</li><li>・食べ物やおやつ等の持ち込みについては、生活相談員又は担当職員に必ず申し出てください。</li><li>・感染症等の流行する時期は、面会を制限させていただく場合がございますのでご了承下さい。</li></ul> 面会時間：午前8時30分より午後5時30分まで
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"><li>・外泊、外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。</li></ul>
管理医師以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理医師の専門外の診療科への受診につきましては、利用者およびご家族の御希望を可能な限り尊重いたします。</li></ul>
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。</li></ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"><li>・苑内禁煙です。飲酒もできません。</li></ul>

迷惑行為等	・騒音・暴力等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	・ケアワーカー主任を中心におこないます。
現金等の管理	・ショートステイご利用者の現金管理は原則おこないません。
宗教活動・政治活動	・施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

[説明確認欄]

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 広島県尾道市瀬戸田町林1288番地6  
 事業者名 楽生苑短期入所生活介護事業所  
 管理者名 津田 昌徳 印  
 説明者 村上 乃子

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 生活相談員 氏名 村上乃子 ）から重要事項の説明を受けました。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

利用者の家族等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 \_\_\_\_\_